重点4 環境の保全に資する農業の促進

4-1 環境保全型農業の促進

1 山梨県環境保全型農業基本方針(農業技術課)

農業は、自然循環との関わりの中で営まれており、環境と最も調和した産業で、国土の保全など多面的で公益的な機能を有しています。本県では、農業者が長年培ってきた高い生産技術と気候、風土など、恵まれた自然条件や京浜地方など大消費地に近いという立地条件を生かして、果樹、野菜、産、花きなどの栽培が盛んとなり、全国に誇りうる生産性の高い農業が展開されています。

そこで、本県では、生産性の維持と農業経営の安定を基

基本方針の推進目標

- ア 環境保全型農業の啓発
- イ 有機物資源のリサイクルによる土づくりの推進
- ウ 土壌分析等に基づいた適正施肥と新技術による化 学肥料の節減
- エ 病害虫や雑草の総合的病害虫管理(IPM)による 農薬の節減
- オ 農業用使用済みプラスチック、農薬空き容器や農薬の適正な処理
- カ 省資源、省エネルギー化の推進

本に、自然との調和を図りながら、土づくりの推進、化学肥料・化学合成農薬使用量の低減などにより、環境への影響を軽減し、環境に配慮した持続可能な農業をより積極的に確立・推進するため、平成 10 年度より、「有機で元気、畑に活力推進運動」の展開として、地域資源リサイクル農業推進事業を実施するとともに、平成 5 年度に策定した「山梨県環境保全型農業基本方針」を改訂し、環境保全型農業をより浸透させ、実効性のあるものとするため、2010 年を目途に化学肥料・化学合成農薬の使用量を50%低減する目標を掲げ環境保全型農業を推進しています。

2 環境保全型農業の総合的な推進

(1)推進の背景と趣旨(農業技術課)

農業は、生態系の物質循環システムを活用して、再生産可能な資源を得るという点で環境との調和に基礎を置く産業です。しかし、近年EC諸国においては農業生産が拡大する中で、化学肥料、農薬の使用量の増加や畜産の集約化が進み、農業に起因すると見られる硝酸態窒素等による地下水汚染が一部で顕在化しています。また、米国の一部地域では、農地からの土壌の流亡が深刻な問題となっています。我が国においては降水量が多く、森林にも恵まれているといった自然条件や水質浄化機能のある水田での稲作農業が中心であることなどから、欧米のような地下水汚染が深刻化している状況にはないものの、硝酸性窒素濃度がわずかではありますが、高まる傾向が見られます。

また、消費者の自然、安全、健康志向からより安心して食べることのできる農産物への関心が高まっている中で、現在の農業は、病害虫・雑草防除は農薬に頼り過ぎているのではないかとの指摘もあり、さらに、環境への負荷の軽減は、国民生活や産業活動全般の課題となっており、農業生産の分野も例外ではありません。

このようなことから、農業の物質循環機能を生かしながら環境へのプラスの機能を増進するとともに、化学肥料、化学合成農薬等の資材の使用に伴う環境へのマイナスの影響をできる限り軽減し、環境保全と生産性の維持・向上との調和が可能な「環境保全型農業」を確立する必要があります。

その基礎となる農業技術においては、技術の評価と実践に従来欠如しがちであった環境保全の視点を加え、化学肥料や化学合成農薬の低減及び有機物のリサイクルの推進を重点課題とします。これによって 我が国農業の持続性をより確かなものとしながら、地域社会と調和した生産活動の展開を図っていきます。

(2)環境保全型農業の推進状況(農業技術課)

県では、県、農業団体等関係者で構成する環境保全型農業推進協議会、環境保全型農業産地化推進会議を開催し、官民一体となって環境保全型農業を推進しています。

また、地域における環境保全型農業の取り組みに対して助成するなど、環境保全型農業の実践地域を支援しています。

策定年度	地域環境保全型農業推進方針策定 市町村	環境保全型農業実践地区整備事 業導入実績	環境保全型農業関係地区推進事業 導入実績(環境保全型農業産地化実 践事業費補助金)
H6	高根町		
H7	甲西町、牧丘町、八代町、上九一色村、南部町、須玉町、道志村、大月 市	牧丘町(笛川農業協同組合土壌 分析機器)	
H8	武川村、河口湖町	須玉町(須玉町アイガモ農法研究 会:集団飼育場)	
H9	若草町、田富町、勝沼町、石和町、 下部町、富沢町、都留市、明野村	田富町(田富養液栽培研究会:トマト養液循環処理施設)	
H10	玉穂町、山梨市、一宮町、韮崎市	一宮町(下矢作リサイクル農法研 究会:生ごみ堆肥施設)	
H11	三富村、三珠町、小淵沢町、上野原 町		
H12	春日居町、双葉町	勝沼町(フルーツ山梨農業協同組 合: 堆肥製造施設)	
H13	小菅村		春日居町、三富村、勝沼町、一宮町 (2件)、双葉町、小淵沢町、小菅村、 上野原町
H14			敷島町、御坂町、河口湖町、春日居町、一宮町(2件)、双葉町、小菅村
H15			一宮町(2件)、小菅村、田富町、御坂 町
H16			山梨市、南アルプス市(2件)、勝沼 町、八代町、三珠町、長坂町
H 1 7			山梨市、南アルプス市(2件)、中道 町、芦川村、甲州市、市川三郷町、北 杜市

(3)持続農業法第4条の認定農業者(エコファーマー)の認定促進(農業技術課)

環境保全型農業の一層の促進を図るため、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (持続農業法)」が平成 11 年 10 月に施行されました。 本県においては、持続農業法第3条に基づき、ブドウ、モモなどについて農業者が導入すべき持続性の高い生産方式を明示した「持続性の高い農業生産方式の導入指針」を平成12年1月に策定・公表し、さらに平成14年8月及び平成17年6月には、新たに11品目を加えて改定を行いました。

エコファーマーの認定促進を通じ、たい肥等の施用による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を図り、環境保全型農業の普及・定着を図ることとしています。(平成 18 年 3 月現在 6,513 名)

(4)有機性資源循環利用の推進(農業技術課)

地球的規模の環境や生態系の保全が重要となっている中で、環境にやさしい循環型社会を実現するためには、農業の持つ自然循環機能を維持、増進し、環境と共生する農業の実現を図ることが極めて重要となっています。

このため、未利用で有用な有機性資源について、高品質な果実や野菜づくりなどにおけるたい肥としての活用や、畜産における資料としての活用など、有機性資源の再生利用が可能な農業分野での利用促進を図るため、平成14年3月に有機性資源循環利用マスタープランを策定し、さらに平成17年3月に各種資源の数値を見直すとともに名称をバイオマス総合利活用マスタープランに変更しました。

(5)環境保全型農業の技術実証(農業技術課)

環境保全型農業の普及・定着を図るため、各農業改良普及センターが主体となり、技術実証ほを設置し、 化学肥料・化学合成農薬の50%低減に向けた栽培体系の実証に取り組んでいます。

平成 16 年度からは、技術実証等で得られた成果に基づき、化学肥料・化学合成農薬を概ね 30%低減した栽培体系による経営実証ほ(6 地区)と広域実証ほ(10ha)を設置し、環境保全型農業の産地化に向けて取り組んでいます。

(6)農業用廃プラスチックの回収と再生処理(果樹食品流通課)

本県の農業は、果樹や野菜、花きなどのハウス栽培や野菜のトンネル栽培等の施設園芸により生産性の高い農業を営んでいます。これに伴い、使用済みとなった農業用プラスチックが排出されることから、その適正処理を図るため、県、関係市町村、関係農業団体と協力して、昭和51年に社団法人山梨県農業用廃プラスチック処理センターを設置しました。

処理センターを設置し	Jました。
処理センターでは、	県内のハウ

項目		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
回収量		1,191	1,181	1,187	1,169	1,153	1,207	1,230	1,361
処理量	工場処理	654	967	858	822	861	897	888	661
	工場外処理	364	287	255	285	369	365	307	673
	計	1,018	1,254	1,113	1,107	1,230	1,262	1,195	1,334

農業用廃プラスチックの処理状況(単位:t)

項目	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
一次製品(課粒)	551	680	585	658	775	810	828	618
一次製品(農ピフ ラフ)	-	174	189	66	-	-	-	-
二次製品(フラワー ポット等)	103	113	84	99	85	87	60	43

再生品の生産状況(単位:t)

ス栽培やトンネル栽培などに使用されたビニールやポリフィルム類を収集処理しており、収集量の約 70% を占めるポリフィルム類については、処理センター内で、粉砕・溶融・加工を行い、フラワーポットや標識杭、ガスボンベマットなどの製品に再生しています。

また、技術開発、用途開発については、平成14年2月に新製品として発表した「畦畔ブロック」の販売が好調であり、更に開発検討を進めています。

一方、市町村、農協等を通じて、農業用廃プラスチックの適正処理に関する啓発等も行っています。

(7)甲斐のこだわり環境農産物の認証(果樹食品流通課)

県内で生産される農産物に対し、1997年の栽培を基準として、化学合成農薬及び化学肥料をそれぞれ 30%以上削減したものを認証することにより、環境にやさしい農業を推進し、農産物の消費拡大を図ることを目的に、本事業を平成 14年度から実施しています。

平成17年度事業実施内容

- ·認証機関の新規登録 1団体
- ·認証制度のPR (チラシ、ティッシュの配布)
- ・認証制度研修会(食の安心・安全フォーラム)
- ·環境農産物認証実績 18 品目 31 件



4-2 美しい農村づくりの促進

1 やすらぎ空間の整備(農村振興課)

近年、健康的でゆとりのある生活と自然や安らぎを求める都市住民が増え、グリーン・ツーリズム に対する関心が高まっています。

このような状況を背景として本県では、グリーン・ツーリズムの取り組みを推進するため、地域資源を活用した魅力ある交流拠点や体験交流空間などの整備に対して「やすらぎ空間整備事業」により支援を行っています(事業内容は 2-4 に掲載しています。)。

2 環境に配慮した農村の整備(耕地課)

(1)地域環境整備事業

この事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用用排水路や農道等の農業生産 基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に 恵まれた農村空間(エコビレッジ)を形成するために実施しています。

また、多種多様な野生生物が生息できる空間(ビオトープ)の保全、回復を図るとともに、そうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としています。

平成 17 年度には、今川地区(中央市、昭和町)、増穂西部地区(増穂町)で事業を実施しました。

(2)地域用水環境整備事業(地域用水環境整備型)

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成しています。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきました。

しかし、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきました。

こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行うとともに、 それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指しています。

平成 17 年度は、小佐手地区(甲州市)、月見ヶ池(上野原市)で実施しました。

3 農村景観形成事業(耕地課)

本事業は、県内の農山村が、長い時間をかけて形成してきた固有の特徴ある景観を、県民の貴重な財産として将来に亘って保全、育成し、農山村の環境をより良いものにしていくために修景施設整備、親水施設整備、休養施設整備などを実施しています。また、この事業を地域のむらづくりとも関連させて、集落機能を維持・強化するとともに、地域の活性化を促すことにも力を入れています。

平成 17 年度には、甲府市、甲州市、北杜市、市川三郷町、忍野村で県営県単事業として実施しました。